

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐々木 宣和

- 1 日時
令和5年3月17日(金曜日)
午前10時1分開会、午前11時38分散会
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
佐々木宣和委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、
神崎浩之委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
刈屋担当書記、畠山担当書記、佐藤併任書記、赤前併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
熊谷文化スポーツ部長、中里副部長兼文化スポーツ企画室長、
佐藤文化スポーツ企画室企画課長、
阿部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
畠山スポーツ振興課総括課長、
松崎スポーツ振興課冬季国体・マスターズ推進課長
 - (2) ふるさと振興部
鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 文化スポーツ部関係審査
(議案)
議案第68号 岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンターの指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて
 - (2) ふるさと振興部関係審査
(議案)
議案第71号 公立大学法人岩手県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可に関し

議決を求めることについて

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第 68 号岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部文化振興課総括課長 議案第 68 号岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その 3）の 149 ページをお開き願います。議案の内容については、お手元に配付しております岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてにより御説明いたします。

まず、1 の提案の趣旨についてであります。岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。委員 5 名で構成する岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は表のとおり、世界遺産平泉に関する学識経験者、類似施設の管理運営者、学芸分野、観光分野、行政分野の方々々に委嘱しております。選定委員会は 7 月 21 日、11 月 17 日、1 月 16 日の 3 回開催しております。

(2) の募集及び申請受付期間については、募集要項を 11 月 25 日から配布し、申請書は、11 月 25 日から 12 月 26 日まで受け付けております。その間、県のホームページに掲載して周知を図ったところでございます。

(3) の申請団体数につきましては 1 団体でありました。

(4) の選定方法は、選定委員会において書類審査及び面接審査を行った後、指定管理者候補者を決定しております。

(5) の審査結果についてですが、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力等の観点から採点基準に基づき各委員が採点し審査した結果、公益財団法人岩手県文化振興事業団が指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は 3 の(3)のとおり、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間としようとするものであります。

4 の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 何点か少し細かいところを確認させてください。

この県立平泉世界遺産ガイダンスセンターは、新年度から有料化になりますけれども、この利用料金をお示しいただきたい。

○阿部文化振興課総括課長 利用料金ですけれども、一般が 310 円、学生が 140 円、高校生以下は無料となっております。

○岩淵誠委員 一般の中でも団体と利用料金を分けるものはありますか。そのままですか。

○阿部文化振興課総括課長 団体については、20 人以上の団体が 1 人につき学生が 70 円、一般が 140 円と割引になります。

○岩淵誠委員 わかりました。僕は大変充実したガイダンスセンターの展示の中身だと思っているのですが、その割には手ごろかと思っております、正直なところ有料化による入館者の減少でそんなに下がるのかと感じています。むしろ心配しておりますのは、ことしはコロナ禍後で恐らく源義経公東下り行列もやるのだらうと思っております、そういった中でピーク時の対応は、この人数で大丈夫なのかというのがありますし、あそこの駐車場の前には道の駅もあります。誘客の中で、管理の問題は必ずしも県立平泉世界遺産ガイダンスセンターだけとはならないのですけれども、この辺ピーク時の対策については何か関係機関と協議されていますか。

○阿部文化振興課総括課長 現在もそうなのですけれども、ピーク時にたくさんの方がいらっしゃる時は、キャパシティが限られておりますので、グループに分けて、このグループは先に中尊寺に行ってもらおうなど、順番に回ってもらえるような体制にしております。

○岩淵誠委員 平泉町ともうまく連携を取ってほしいのですが、平泉町は車で来客がかなりあると想定して、スマートインターのところで大規模な駐車場を取って、そこでパーク・アンド・ライドというような形も進めております。本格的に来始めるのが恐らくこの春の藤原まつりからなのだろうと思うのですが、その中でうまくそういう采配ができるような形で、ぜひ市町村とも連携を取っていただきたいと思います。

もう一点ですが、職員の皆さんを見ますと、施設長がいて、上席学芸員ということになっております。施設長は館長という位置づけでいいのか、それからこの方は、学芸員の資格などはお持ちなのかお尋ねします。

○阿部文化振興課総括課長 館長につきましては、現在県で任用している方がおりまして、来年度も引き続きお願いする予定でございます。管理者である施設長はまた別な方でありまして、予定されている方については、考古学や平泉文化に精通している方で、平泉町役場のOBの方と聞いております。

○岩淵誠委員 そうすると、館長は非常勤で県の経費で任用して、施設長という形で専門家をお呼びしている。そうすると、学芸員とあわせてまず専門的な部分は、誰かわからないのですけれども、できるということですね。

○阿部文化振興課総括課長 学芸員が 1 人ではありますが、施設長がそういった考古学や平

泉文化に精通している方と聞いておりますので、2人で専門的なところを進めていくと聞いております。

○**岩淵誠委員** 恐らく発掘などをしっかりやっている方が施設長になると思いますので、これは問題ないかと思います。

常設展示と企画展示がございますが、非常に見応えのあるビジュアル的なものがあるわけですが、指定管理になったときの展示物については、例えば常設展示は県の意向がある程度反映をされるのか、それとも指定管理をした皆さんの自由裁量の中で見直しはできるか。企画展示に対しては、そうなのだろうと思いますけれども、そのあたりの展示物に対しての権限や企画のあり方は、どちらに委託しているのか。

○**阿部文化振興課総括課長** 企画展示等についてですけれども、県と相談しながら指定管理者と県とあわせて進めていくことにしております。

○**岩淵誠委員** わかりました。いずれ大変見応えがあって、平泉の歴史が非常にわかりやすい展示で、非常に優れたガイダンスセンターですので、協力しながら運営していただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 利用料金について、これは県立平泉世界遺産ガイダンスセンターがオープンするときに議論になって、私は料金を取るべきだと申し上げました。しかし、料金を取らないでスタートした。今回指定管理者制度導入に当たって、利用料金を取ることですが、なぜそうなったのか経過を示してください。

○**阿部文化振興課総括課長** オープン当初は、多くの方に来ていただきたいということで、無料でのスタートとしました。1年半県直営でやってきまして、来年度から指定管理を導入するに当たって、庁内等で検討した経緯の中で、財政的に厳しい面もございますので、有料化になりました。今回県立博物館などのほかの類似施設の料金等を勘案しながら、このように決定したところでございます。

○**斉藤信委員** オープン時に、これは本当にここで議論したのです。ほかの博物館や美術館も全部利用料金を取っているわけだから、それなりの価値がある。ですから、県立世界遺産平泉ガイダンスセンターの入館料を取るのは当然で、そのほうが意欲を持って入館して見学、学習できるのではないかと私は申し上げました。こういう議論の経過がありましたが、そのときの無料にするという根拠は、残念ながらやはり薄弱だったと、私は率直に思います。指定管理の導入とセットで有料化ということで、何だったのかという感じがします。途中から有料にするやり方自体が問題なのではないかと思います。

熊谷文化スポーツ部長、どうですか。入館料を取るか取らないかは議論になったのです。そして、指定管理と同時に途中から入館料を取るという話ですから、首尾一貫しないやり方だったのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○**熊谷文化スポーツ部長** 利用料金の扱いについてであります。事務的には利用料金を取る際には、毎日の現金の取り扱いが出てきて、経理上どうしていくかを考えると、県の直営の場合には、なかなか利用料金を取るの難しいということもあったと思います。

また、利用料金の徴収に当たっては、やはり世界遺産の保存活用への協力と感謝にいた
だくという趣旨もありますので、金額的には来やすい額ですし、高校生以下は無料とい
うことですので、いらした方に平泉の世界遺産の保存活用に関心をお願いしますとい
った趣旨の額をお願いするということもあり、このような料金で設定をさせていただき、運営を行っ
ていきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 私は利用料金を取ることに反対ではなくて、最初からそれなりのもの
を取るべきで、そうしてこそ意識的にガイダンスセンターに来られるし、学べるし、無料
というのは意外と安易なのです。無料だから来るといふ人もいるかもしれないけれど、
やはりそれなりの価値に応じた利用料金は当然だと私は思います。そういう意味で県の対応は
少し首尾一貫していません。

指定管理者制度を導入する意義とメリット、デメリットはどこにありますか。

○**阿部文化振興課総括課長** 県立平泉世界遺産ガイダンスセンターですが、開館から1年
半県の直営としてやってまいりました。令和5年4月1日から指定管理者制度を導入する
と設置条例で定めているところでございます。今回その条例に基づいて指定管理者制度を
導入することになります。

県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについては、今まで県直営で別々に運営して
おりました管理部門と学芸部門を今回から指定管理者が一体的、効率的に運用すること
で経費の削減に努めながら、指定管理者のノウハウを生かして利用者サービスの向上に
努めるものでございます。

○**齊藤信委員** あまりにもあっさりしているのですけれども、例えば県立博物館などの
場合には学芸員は県職員です。やはり専門家をしっかり支えているのです。管理部門
と学芸部門を一体化というのだけでも、私は、主力である学芸部門こそやはり県直
営で、県職員で専門家をしっかり育成することが必要なのではないかと思いますが、
いかがですか。

○**阿部文化振興課総括課長** 県立博物館については、歴史、芸術、民俗等に関する資料
の収集や保管、展示等を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを
目的としているため、県が毎年方向性を決めながら直営で実施していると聞いて
おります。

県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについては、今般施設の維持管理を行う管理
運営業務と展示解説等の学芸的な業務を一体的な業務として公募することにより、
効果的な館内の活用、計画的な催事の運用など、より効率的な施設運営を期待
しているものでございます。

○**齊藤信委員** 令和4年度は県直営です。令和4年度の運営経費の合計1億16万2,000
円が、指定管理になると令和5年度は7,868万8,000円になるので、2,147万円減
なのです。結局指定管理というけれども、安上がりにして、人を減らすということに
しかならないのではないですか。

○**阿部文化振興課総括課長** 齊藤信委員からお話いただいたとおり、令和4年度2月補
正後の運営経費が約1億円、令和5年度の運営経費は、公益財団法人岩手県文化振興事
業団

からの収支計画によりますと、約 7,900 万円と約 2,100 万円の減額となっております。

減額となった主な経費とその理由でございますが、人件費が約 1,500 万円の減額。これにつきましては、これまで明確に分かれていた管理部門と学芸部門の一体的、効率的な運用による職員体制の見直しによるものと公益財団法人岩手県文化振興事業団から聞いております。

具体的には、解説員が受付窓口を兼ねることによる人員の減が 2 名、ほかの施設の管理運営のノウハウを生かした学芸業務の軽減により 1 名減で、3 名が減っているということでございます。

このほか需用費が約 200 万円の減額。こちらについてはリーフレット増刷経費の減額、これは、令和 4 年度にリーフレットを増刷済みということで減っていることと、ペーパーレス化の推進によるものでございます。ほかに備品費が約 150 万円の減額。こちらはレジスター耐火金庫、パソコン等の必要な備品を令和 4 年度に整備したことによる減でございます。ほかに学芸業務に係る委託料が 140 万円の減額。学芸業務に係る使用料が 120 万円の減等となっているものでございます。

開館から 1 年半の運営状況を精査しながら、指定管理者移行後の効率的な運営に必要な備品や環境整備を行った上で県直営と比較した減額と捉えており、適切な施設運営の影響はないと考えております。

○**斉藤信委員** そもそも応募要項で、指定管理費は幾らで募集したのですか。

○**阿部文化振興課総括課長** 仕様書に載せております収支計画書の指定管理料の上限は、6,709 万 3,000 円でございます。

○**斉藤信委員** 管理運営費全体で 6,709 万円余の募集要項で、7,868 万円余の申請が出たのですか。違うでしょう。

○**阿部文化振興課総括課長** 指定管理料のほかに利用料金収入を 1,159 万 5,000 円見込んでおり、その合計として収入が 7,868 万 8,000 円ということでございます。

○**斉藤信委員** 利用料の 1,159 万円余を入れると 7,868 万円余です。こういうことで募集したから、それに合うような 7,868 万円余の申請になったということでしょう。最初からこの額でなかったらだめですというのが募集要項なのです。これだけ削減できますからという提案ではないのです。そういう提案をしなかったら採用されないから、最初から直営と比べて約 2,100 万円減額せざるを得ない。一番多いのは、約 2,100 万円のうち約 1,530 万円を占める人件費です。人を減らして指定管理にする。指定管理の目的が、管理運営費を削減して人件費を減らすことにしかないと思いきりしているのではないかと私は思います。

職員は今と比べて 3 人減です。正規職員が 5 人から 4 人、会計年度任用職員が 7 人から 5 人で、合わせて 3 人減です。

職員配置計画書を見ると、正規職員 9 人のうち学芸員は 1 人しかいないではないですか。直営では何人いましたか。

○阿部文化振興課総括課長 現在は2人おります。

○斉藤信委員 県立平泉世界遺産ガイダンスセンターは、博物館に準じた施設という位置づけで、保存にしても展示にしてもやはり中心は学芸員です。それが2人から1名に減らされる。それも指定管理の中での学芸員です。そういう意味でいくと、本当に大事な施設なのに結局安上がりの体制になっているのではないかと感じます。

指定管理になると、指定管理の正規職員が4人、会計年度任用職員が5人になりますが、会計年度任用職員の待遇はどうなるのでしょうか。

○阿部文化振興課総括課長 会計年度任用職員の賃金についてでございますが、フルタイムで1時間当たりの賃金が1,147円で、こちらは賞与や手当などを除いた額となっております。現在と同じ待遇と聞いております。

○斉藤信委員 1,147円の時給換算、賃金そのものは月給制になっていますけれども、本当に低賃金です。やはりこれでは生活を支えられないレベルなのではないかと思えます。

施設長は、先ほど平泉町役場のOBという話がありましたけれども、委託するのは公益財団法人岩手県文化振興事業団ですよね。公益財団法人岩手県文化振興事業団が平泉町の職員OBを採用して施設長にするということでしょうか。

館長は県派遣という話でした。県派遣というのは県職員になりますか。館長の仕事、責任、職務と、指定管理者とはどういう関係になるのでしょうか。

あわせて、指定管理者の管理運営計画書が出ております。管理運営を県が責任を持つ体制はあるのでしょうか。

○阿部文化振興課総括課長 施設長については、斉藤信委員がおっしゃるとおり、公益財団法人岩手県文化振興事業団が雇用して施設長に就くと聞いておりますし、館長につきましては県の非常勤職員ということで、週2回の勤務でお願いをしているものでございます。主にさまざまな会議に出席したり、地元平泉町で開催する催事などにも県の代表として出ていただいたりしているものでございます。

○斉藤信委員 私の質問を聞いていないのではないですか。館長の責務は何ですか、指定管理者との関係はどうなるのですか、県は管理運営にどう関わるのですかと聞いたのです。

○阿部文化振興課総括課長 県立平泉世界遺産ガイダンスセンターのマネジメント自体は、施設長が行うものでありまして、県と指定管理者が協力しながら実施する上で、館長にも全体を見ていただいているものでございます。

○斉藤信委員 先ほど館長は非常勤で週2回と言いましたか。何か極めて中途半端な役割ですね。

施設の管理運営を委託するならいいのです。しかし、博物館的施設ですから、業務は学芸業務。いわばさまざまな文化遺産、世界遺産となっているものがそこに展示されているわけでしょう。保存も収集もしていかなければだめですよね。それにしてしまったら、全然体制が不十分だと思います。そこに県がどう関わるかということもないのではないですか。これは丸投げですか。

○阿部文化振興課総括課長 県立平泉世界遺産ガイダンスセンターには県教育委員会が直営で遺跡の収集、保存等を行っているところでございます。こちらの部門とも協力しながら、指定管理者が対応していくこととなります。

○佐々木宣和委員長 斉藤信委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、進行に御協力をお願いいたします。

○斉藤信委員 わかりました。僅か20分というのが本当に切ない。

結論的に、指定管理者で約2,100万円も事業費を削減して、人を減らして、本当に指定管理になじむのか。こうした施設をもっと県が責任を持って、学芸員、専門家を育成し、世界遺産を活用するような体制こそ必要なのではないかと私は思います。

この点については、この議案に反対せざるを得ないと述べて、私の質問を終わります。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 今質疑で明らかにしたように、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理については、結局管理運営費を約2,100万円削減する。そして人件費が一番大きい約1,500万円の削減になっているので、結局は人を減らして安上がりで管理運営を委託するという形になります。

そして、会計年度任用職員——いわゆる非正規雇用の職員が9人中5人と、低賃金の中で働かされる。そういう意味でも指定管理制度は、こういう準博物館的な施設にはなじまないのではないかと私は思います。指定管理の期間も今回の場合はわずか2年です。今、普通はもう5年ぐらいになって、それなりに安定性を確保しています。最初ということもあろうかと思いますが、そういうやり方では、必要な人材を確保できないのです。

そういうことも含めて、指定管理者を指定することに關するこの議案については反対いたします。

○佐々木宣和委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○岩淵誠委員 私は、世界遺産の関係でお尋ねをいたします。

今追加登録については、各市町で真摯な議論を進めております。それについてきょうは詳細に言及いたしません、県としてもしっかりと見守っていただきたいと冒頭で申し上げたいと思います。

やはり世界遺産の価値をさらに高めていくということになりますと、遺跡の全体像を把握するという意味において、発掘調査は極めて重要なものと認識しております。

まず初めに、世界遺産の構成資産の中で、来年度以降の史跡の調査についてはどのようなスケジュール、予算で行う予定なのかお示しいただきたいと思います。

○佐藤世界遺産課長 発掘調査につきましては、基本的には予算等も県教育委員会で措置されているものと認識しております。その上で世界遺産の拡張登録に関する遺跡の発掘調査についてでございますが、来年度調査予定の遺跡につきましては、既に世界遺産になっている観自在王院跡、毛越寺、関連資産としております柳之御所遺跡、骨寺村荘園遺跡、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡の発掘調査を行うことになっております。

○岩淵誠委員 世界遺産の構成資産の中で、観自在王院跡、毛越寺ということでもあります。主体は確かに県教育委員会なのですけれども、世界遺産を所管する課ということでお聞きしたいわけですが、毛越寺と観自在王院跡、それぞれ今までやってきたわけでありすけれども、新年度以降は何を目的にこれを調査をして、どういう場所でやって、最終的にどういうところに着手をしたいのでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 先ほども申し上げましたけれども、調査の詳細については県教育委員会で把握をしていると認識しておりますが、県教育委員会の資料によりますと、令和5年度につきましては、観自在王院跡については南北道路の調査、毛越寺については、円隆寺という寺院の跡の基壇の調査を行うとされております。

この内容につきましては、史跡に登録されてからかなりの年数を経過しているところでありまして、過去に発掘調査をした部分も一部含まれているわけでございますが、そういったものを改めて調査をすることによって新たな知見を得る、あるいは年数がたって整備を行ったところについて傷みが見られるところを改めて復元するために、どういう構造になっているかを再確認するといったところが含まれていると聞いております。

○岩淵誠委員 そうしますと、世界遺産の構成資産については、再整備に向けた基礎的な調査ということで、保存や復元というような、さらに構成資産を充実させるという方向だと理解してよろしいですか。

○佐藤世界遺産課長 岩淵誠委員の御指摘のとおりでございます。

○岩淵誠委員 わかりました。

次に、暫定リストに載っている部分でございます。まず、柳之御所遺跡については、拡張登録の一番手ということで、調査、整備を急がなければならないところであります。こ

れについてはある程度長期間にわたって今後も遺跡の調査は行われるとっておりますが、具体的にどこまでやるか今見えているところを示してください。

○佐藤世界遺産課長 柳之御所遺跡の調査につきましては、これまでいわゆる堀内部——既に整備が行われている地区で、公開もされている場所ではありますが、こちらを発掘調査の成果に基づいて復元整備したところがございます。

現在調査を進めているのは、その外側、北側の堀外部地区というところの調査を進めていて、堀内部とどういう関係性があるかを中心に今後数年間調査を進めまして、それに基づいてさらに堀外部の整備を進めていく予定であると伺っております。

○岩淵誠委員 これは、拡張登録に向けて補強的な全体構造を明らかにしていくために、非常に重要な部分であります。

次の骨寺村荘園遺跡についても史跡の価値としてはかなり高いのだけれども、なかなかものが出てこない。決め手に欠けているという御指摘もあるようでございますけれども、ここについて今後どのような発掘調査を予定されていますか。

○佐藤世界遺産課長 一関市の発掘調査計画によれば、岩淵誠委員が御指摘のとおり、世界遺産の拡張登録に向けての一つの課題がある程度示されているとのことで、考え方としては非常に重要であり、いいのだけれども、やはり物的な証拠が足りないのではないかという御指摘を専門家の方々からも受けております。そういったものについてさらなる情報を収集するという観点から、絵図に示されている白山社、駒形根神社、山王窟、慈恵塚といったようなところを今後数年かけて、じっくりと調査をしていくと伺っております。

○岩淵誠委員 今答弁がありましたとおり、新年度からは山王窟、慈恵塚というところで、かなり核心的なところに踏み込むのだろうと伺っております。

白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺も新年度以降、発掘調査の予定がありますね。

○佐藤世界遺産課長 白鳥館遺跡につきましては、本体の曲輪の平坦部の調査を令和5年度まで行う予定と伺っております。長者ヶ原廃寺跡につきましては、築地の西側の最終調査を来年度行うと奥州市より伺っているところがございます。

○岩淵誠委員 私がなぜ発掘調査を取り上げているかといいますと、特に暫定リスト掲載資産、拡張登録を目指している資産については、やはりここ半年ぐらいのところでは大きな方向性は決まってくるのだろうと思いますが、その結論がどうなるだろうと、価値のある資産については調査を続けることが、やはり大事なことなのだと伺っております。

特に骨寺村荘園遺跡や柳之御所遺跡については、今後も継続的に発掘、調査を進めることは明らかになっておりますので、財政的にも県の負担、補助金がありますから、そういう意味では私は県のそういう思いと受けとめているのですが、熊谷文化スポーツ部長、その辺りはいかがですか。

○熊谷文化スポーツ部長 平泉世界遺産と拡張登録については、保存活用とその前段階に当たる遺跡の発掘調査が重要であります。教育委員会と連携を密にし、一体的に取り組む必要があると思っております。

○**岩淵誠委員** 従前の委員会でもお話したのですが、この拡張登録を目指す遺産の中には骨寺村荘園遺跡が含まれております。前も指摘しましたが、そもそもここが世界遺産登録を目指すきっかけになったのは、文化庁が来て、平泉の世界遺産登録をするには骨寺村荘園遺跡が必要だから、あなたたちもやってくださいという話だったのです。そして、中世の絵図が描かれたものも大変貴重だということで、住民はその保全に努めています。

けれども、農業での所得がかなり厳しい状況の中で、営農を継続する、しかも条件の不利益で区画整理もできない。我慢をして世界遺産登録のために頑張ってきたわけでありませう。そういった部分については、やはり早期の拡張登録のために努力をしていかなければならないし、この議論の中に文化庁が全く参加しない、県や市が説明を求めても、文化庁がかたくなにこれを拒んでいるという状況は、少なくとも紳士的な態度ではないし、ありていにいえば、文化庁は全く無責任な話で、住民からすれば、だしに使われて何だという話であります。

そういう意味においては、世界遺産のあり方そのものが問われてきているのだと私は思います。生活の現場に密着して、脈々とそこを守ってきたという歴史、これこそが世界遺産の価値としてあるべきものなのですけれども、最後に世界遺産かくあるべし、岩手県の平泉の世界遺産をどう拡充していくのか、こういった話を長年文化関係の政策に取り組みされてこられて、この春で御勇退とお伺いしております熊谷文化スポーツ部長にお聞きして終わりたいと思います。

○**熊谷文化スポーツ部長** 拡張登録に向けましては、現在一関市、奥州市、平泉町と合意を得るべく鋭意協議を重ねております。ここは拙速にならずに、時間をかけてでも合意を得るまで十分議論することが大事かと思っております。

また、先ほど文化庁の話もありましたけれども、地元の熱意やこれまでの取り組みは尊重すべきことでありますし、市、町の考え方もありますので、県はその代表者として、文化庁ともしっかりと両方の立場で間に入って、調整役となっていていい方向になるように引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 私は、来年度の新規事業についてお聞きしたいと思っております。

一つは、復興の絆を生かした文化、芸術による次世代育成事業。約 780 万円の新規事業ですが、その内容、意義はどうなっているのですか。

○**阿部文化振興課総括課長** 復興の絆を生かした文化芸術による次世代育成事業の内容ですが、本事業は、これまで復興の支援に携わっていただいた国内外の著名な音楽家との連携により、三つのコンサートの開催を行うものでございます。

まず、一つ目ですが、佐渡裕氏との絆プロジェクトとして、世界的な指揮者である佐渡裕氏と佐渡裕氏が率いるスーパーキッズ・オーケストラと連携しまして、沿岸地域でさんりく音楽祭を開催するものでございます。

二つ目がウィーン・フィルハーモニー管弦楽団との絆プロジェクトとして、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団メンバー等による演奏会、中尊寺レクイエムコンサートを開催

するものでございます。

三つ目が東北の夢プロジェクトとして、日本フィルハーモニー交響楽団による演奏会、楽しいオーケストラ in 岩手を開催するものでございます。

この意義についてでございますが、通常ではなかなか本県に来ていただいたり交流することが難しい、世界的に活躍する一流の音楽家の方々による優れた文化芸術に親しむ機会、文化芸術活動の発表の機会を充実させるものでございます。

また、県内の子供たちが一流の文化芸術団体との共演などを通じ、文化芸術に触れ合う機会を創出することで、岩手県が文化的に豊かな子育てができる地域としての価値を高め、岩手県への愛着、被災地の復興の思いを強めることを狙いとする事業でございます。

○斉藤信委員 大変重要な取り組みだと私は思います。それで、佐渡裕氏の絆プロジェクトというのは、今までもやられてきました。今回、三つのプロジェクトをまとめて新規事業にしたということでしょうか。

それと佐渡裕氏のスーパーキッズ・オーケストラ、沿岸地域のさんりく音楽祭ですけれども、主催が岩手県と兵庫県立芸術文化センターとなっています。兵庫県立芸術文化センターは、どういう形で主催者になっているのか。そういう意味では経費も半分負担するなどの形で関わっているのかお知らせください。

○阿部文化振興課総括課長 斉藤信委員のおっしゃるとおり、今までも実施してきたそれぞれの事業を今回整理し、統合したものでございます。

さんりく音楽祭でございますが、昨年度も陸前高田市、釜石市、宮古市、岩泉町で実施しているもので、経費の一部を県で負担する形になっております。

佐渡裕氏には震災直後からミニコンサートなどを開催していただきまして、被災地の支援をしていただいております。その主な財源については、サントリーホールディングス株式会社の御協力により、そちらの資金を得ながら、東北サンさんプロジェクトということで開催しているものでございます。兵庫県立芸術文化センターの御協力を得ながら、プログラム等の中身を組み立てているものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。兵庫県立芸術文化センターは企画の協力ということですね。

次に、ラグビー国際交流推進事業実行委員会（仮称）負担金が約 620 万となっております。ワールドアマチュアラグビーフェスティバルに岩手県の選手団を派遣するとなっておりますが、ワールドアマチュアラグビーフェスティバルというのは、毎年開催されているものなのか、来年度いつ開催される予定なのか、岩手県の選抜チームはどのような形でチームを編成するのか示してください。

○畠山スポーツ振興課総括課長 今ラグビー国際交流推進事業実行委員会（仮称）負担金の内容等につきまして御質問いただきましたので、あわせて概観から御説明させていただきます。

令和5年度ですが、ラグビーのワールドカップがフランスで開催されることに伴いまして、アマチュアラグビーのフェスティバルが開催されます。これにつきましては、ラグビ

一のワールドカップに合わせて初めて開催されるものでございます。こちらに向けて釜石市、県のラグビーフットボール協会と連携しまして、県の選抜チームを派遣するものでございます。

選抜チームにつきましては、県、釜石市、県のラグビー協会で行実委員会を立ち上げまして、大体30名前後を予定しておりますけれども、選手を選考して、県内選抜のチームを派遣しようというものでございます。

時期につきましては、ワールドカップの開催中でございますけれども、令和5年9月23日から30日までの期間で開催予定となっております。

○**齊藤信委員** わかりました。

次に、世界遺産価値普及事業費が約390万円で、これもまた新規事業であります、これはどういう中身でしょうか。

○**佐藤世界遺産課長** 世界遺産価値普及事業についてでございますが、県内の三つの世界遺産、平泉、橋野鉄鉦山、御所野遺跡、これらの価値や魅力を発信しながら、世界遺産にかかわる活動への参画意欲を醸成することで地域の活性化につなげていくことを目的としているものでございます。

令和5年度においては、児童生徒を対象とした世界遺産出前授業や学校教員を対象とした世界遺産教員研修会を開催し、学校教育活動を通じて世界遺産の価値普及に取り組むほか、世界遺産のパネル巡回展や三つの世界遺産連携フォーラムを開催し、県民の郷土への愛着や誇りを育みながら、広く認識の向上と理解の促進に取り組むこととしております。

また、日ごろから三つの世界遺産にかかわっている釜石市、平泉町、一戸町の交流の一環としまして、児童交流会やガイド交流会を開催し、県内三つの世界遺産の連携、交流を強化しながら、魅力向上や人材育成につなげていくほか、ホームページ等での情報発信に取り組んでいく予定でございます。

○**齊藤信委員** 最後です。いわて県南歴史・文化観光推進協議会負担金310万円ですが、継続もあるようですけれども、新規で出されております。この中身について示していきたい。

○**佐藤世界遺産課長** いわて県南歴史・文化観光推進協議会負担金についてであります、平泉町、一関市、奥州市、民間団体及び県を構成員とするいわて県南歴史・文化観光推進協議会における取り組みに対して負担金として拠出するものでございます。

この協議会は、平泉の世界遺産及びその関連資産を活用した文化観光に関する取り組みを通じて、関係人口の創出や地域の活性化を図ることを目的といたしまして、現在文化観光推進法に基づく5カ年の地域計画の策定に取り組んでいるところでございます。

その地域計画に基づき取り組みを進めていく予定としておりますが、この文化財の魅力増進、環境整備、さまざまな取り組みを想定しているところであり、そのうち来年度は平泉の世界遺産及び関連資産に係る情報発信、魅力発信を中心に取り組む予定としております。

○**斉藤信委員** いわて県南歴史・文化観光推進協議会は昨年7月に設置されて、この協議会においていわて県南歴史・文化観光推進地域計画（仮称）を策定し、これに基づいて進めるといことです。この地域計画については現在協議会において内容の調整中ということですね。この地域計画は、どういう中身を具体化するものでしょうか。

○**佐藤世界遺産課長** 地域計画についてでございますけれども、個別のさまざまな文化的な資源がそれぞれ県内あるいは全国各地に存在するわけですが、そういったものを一体的なものとして、エリアとして捉えて、その中でさまざまな活用であるとか、そういった取り組みをしていこうという文化庁の取り組みでございます。

基本的に計画の概要といたしましては、平泉の世界遺産とその関連資産を中心としたエリアにつきまして、いわゆる浄土空間を体感していただくということや、そこを周遊していただくことが文化資源の魅力向上、官民が連携した文化資源の活用、一体的な発信といったことに結びつきまして、誘客周遊の促進につながるものと考えているところでございます。

魅力増進事業、利便性促進事業、連携事業、宣伝事業等がその内容となるところでございます。

○**佐々木宣和委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** なければ、これをもって文化スポーツ部の審査を終わります。

本日は、今年度最後の委員会となりますが、熊谷文化スポーツ部長が退職されるほか、このたびの人事異動により異動される方もおられます。長い間大変ありがとうございました。

ここで、代表して熊谷文化スポーツ部長から一言お願いしたいと思います。

○**熊谷文化スポーツ部長** 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、文化スポーツ部に2年間お世話になりました。また、大分古い話になりますが、平成10年度から4年間、議会事務局議事課で委員長の隣の席で担当書記としてお世話になりました。平成11年が改選期ですから、千葉伝議員と斉藤信委員が2回目の当選をされたところに御一緒させていただきました。議員活動に接しまして、大変貴重な機会と多くの学びがあったと思います。お世話になりました。

この2年間ですけれども、やはりコロナ禍ということで文化スポーツ分野も大変大きな影響を受けました。所管する県民会館が臨時休館したり、岩手県営運動公園などのスポーツ施設もかなり制約を受けたところであります。そんな中で東京2020大会オリンピック・パラリンピック競技大会が1年延期になったので、北京冬季オリンピック2022と同じ年に夏と冬のオリンピック・パラリンピックを楽しむことができるということもありましたし、県人の活躍ぶりは皆さんご承知のとおりでございます。

また、県内を巡りました聖火リレーにおきましては、地域住民の温かい出迎えの中284名の聖火ランナーが無事にトーチをつなぐことができました。大変印象的なシーンとなり

ました。

また、歴史文化、芸術文化におきましてもスポーツに負けないビッグニュースが相次いだと思います。御所野遺跡の世界遺産登録、風流踊のユネスコ登録、そして子供たちの合唱、吹奏楽、文芸での活躍は全国トップレベルとの評価をもらっていると思います。

コロナ禍にあってこのような文化スポーツですけれども、人の心を豊かにし、生活に潤いを与える人間にとって欠かすことのできないことだということを改めて認識しましたし、それが当部の存在意義であるという認識を新たにしたところでございます。

我々もこれを追い風にして各事業に今後ともしっかりと取り組んでまいりますので、委員の皆様にも委員会あるいは文化とスポーツの議員連盟も設置していただいておりますので、そのような活動を通じて文化振興、スポーツ振興に引き続きの御理解、御協力を賜うようお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様のみすますの御健勝と御活躍、そして必勝を心からお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○佐々木宣和委員長 ありがとうございます。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第71号公立大学法人岩手県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第71号公立大学法人岩手県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案につきましては、議案（その3）152ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜お手元にお配りしている資料により御説明申し上げます。配付資料をごらん願いたいと思います。

初めに、1、提案の趣旨でございます。概要欄に記載しておりますが、デジタル社会の形成を図るための個人情報保護及びデータ流通などの全国共通ルールを法律で定めることを目的に個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、本県におきましても令和4年12月定例議会で情報公開条例の改正及び個人情報保護等に関する条例が議決され、情報開示等に係る手数料が定められたところでございます。

その下でございますが、当該法律、県条例において地方独立行政法人は県条例の額を参酌の上、情報開示等に係る手数料を定めることとされていることから、情報開示等の手数料を新たに定めようとするものでございます。

また、地方独立行政法人法に基づきまして、この法人の料金に係る知事の認可に当たっては、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、今般議決を求めるものでございます。

2、情報開示等手数料の概要でございます。（1）、法人文書開示請求等に係る手数料に

つきましては、開示請求に係る手数料を法人文書1件につき300円、法人文書の開示の実施に係る手数料は、一つのファイルにつき法人文書の写しの交付等に要する費用とし、この額が今申しあげました開示請求に係る手数料の額300円に達するまでは無料、これを超える場合は300円を減じた額を徴収するものであります。

2ページ目でございます。次に、法人文書の開示請求等に係る手数料の徴収等の取り扱いについてでございます。ア、当該費用が開示請求に係る手数料の額300円に達するまでは無料とし、開示請求に係る手数料を超える場合は300円を減じた額とすること、イの(ア)でございます。複数の法人文書を一の開示請求書によって開示請求する場合は、一の法人文書ファイル等にまとめられたものや相互に密接な関連を有するものは当該複数の文書を1件とみなし、イの(イ)、実施に係る手数料は当該複数文書の基本額である写し等の料金に他の写し等の基本額を順次加えるものとするものでございます。

ウ、手数料の納付は、開示決定等を受けた後速やかに行うこと、エ、既納の手数料の還付は行わないこと、オとして送付に係る開示も行うことができることなどを規定しております。

参考として、法人文書の開示手数料の計算例を記載しております。参考の1でございます。一例を御説明いたしますと、一つの法人文書が開示請求され、その開示文書がA4用紙(白黒・片面)40枚であった場合、開示請求手数料が300円と実施に係る手数料につきましては、基本額が40枚掛ける10円でございますので基本額が400円、先ほどの300円を差し引いた400円マイナス300円の100円が開示手数料となり、手数料の合計は300円と100円を合わせた400円になります。

(3)、保有個人情報等の開示請求に係る手数料につきましては、保有個人情報、死者情報の開示請求に係る手数料をそれぞれ法人文書1件につき300円とするものでございます。

(4)、保有個人情報等の開示請求等に係る手数料の徴収等の取扱いについては、文書ファイル等の取り扱い、手数料の納付、既納の手数料の還付等については、先ほど説明した法人文書の開示請求の取り扱いと同様となるものでございます。

なお、御説明いたしました法人文書、保有個人情報、死者情報の手数料は、県が条例に基づき徴収する手数料と同額とするものでございます。

次、3の施行期日でございますが、情報公開条例の一部を改正する条例及び個人情報の保護等に関する条例の施行日と同日の令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この議案は、徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めるものですから、今までの手数料は幾らだったのか、それが幾らに上がるのかということが一つ。

また、法人文書はファイルにまとめられたものが1件ということですから、そのテーマに関わるものが10枚、20枚あれば、1セット1件ということですね。そして、40枚であれば1枚10円で400円が基本額になるということでしょうから、コピー代みたいなものだ

と思いますけれども、そういう理解でいいのか。

○米内学事振興課総括課長 まず、1点目でございますが、改正前と改正後の手数料の変更点でございますが、お手元の議案の152ページをごらいただきますと、6、情報開示等手数料ということで、(1)の定額の300円というのは今回新たに設定されております。その後の従量制でございますが、(2)の法人文書の開示の実施に係る手数料の下に表がございます。従来は、例えば開示請求があって、ここで言うと白黒の片面で10枚であれば1枚10円ですので、100円徴収しておりましたものを、枚数にかかわらず、ある一定の事務経費がかかるという国の考え方も参考にしまして、枚数にかかわらず請求をした時点で300円の定額をいただくということでございます。

さらに先ほど申し上げました40枚になった場合、従前は400円でございます。30枚までであれば300円まででございますが、それを超える分は一旦従量制の400円から定額の300円を引いた100円分プラス定額分で400円と先ほど申し上げました。従来は従量制だけだったということになります。

続きまして、1ファイルの概念でございます。1ファイルにつきましては300円まででございますが、1ファイルの概念といたしますのは例えば同じ表題の文書体系の中に今年度の何々についてというファイルが一つあって、次の年度の何々についてというファイルがあった場合はそれぞれ1ファイル別のカウントになります。

それから、仮に同一年度のファイルが便宜二つに分かれていたものは、年度が同じですので、一つのファイルとしてカウントするという考え方を取っております。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 では、せっかくの機会ですから、一つは、県内私立高校の入学者数、進学、就職の状況について伺います。まず最初に私立高校の入学者の推移はどうなっているでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 私立高校の入学者の推移でございますが、過去5年の推移で

御説明をさせていただきたいと思います。

県内の私立高校全日制は 13 校ございまして、募集定員の合計は 5 年間変わっておらず、2,765 人でございます。

入学者数、充足率の順に申し上げますと、平成 30 年度は 2,060 人、74.5%、令和元年度は、2,151 人で 77.8%、令和 2 年度は 2,303 人で 83.3%、令和 3 年度は 2,077 人で 75.1%、令和 4 年度は 2,320 人で 83.9%でございます。

過去 5 年間の平均で 2,182 人、78.9%となっております。これにつきましては、中学校の卒業者数が平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で 1 万 1,379 人から 1 万 401 人まで 978 人、8.6%減少しております。そうした中で私立高校入学者数は多少の増減はございますが、平成 30 年度入学者数の 2,060 人と比較しまして、令和元年度以降は一定の増加傾向を示している状況にあります。

○**斉藤信委員** 令和 4 年度は入学者数が 2,320 人、充足率 83.9%ということで、入学者をふやしている要因はどのようなものですか。

○**米内学事振興課総括課長** 私立高校におきましては、それぞれの建学精神に基づいて特色ある教育をしているということで、県としましてもその取り組みを推進していただくために特色ある教育に対する助成金、補助金を出しております、それらを御活用いただいてそれぞれ学校で魅力ある、生徒に選んでいただくような取り組みをされている結果だと思います。

○**斉藤信委員** 県全体として入学者が減少する中で、私立高校が入学者をふやしているのは大変重要なことで、県立高校も学ぶべきことはしっかり学んでいかななくてはならないのではないかと思います。

昨年度、今年度の進学、就職の状況はわかるでしょうか。県内就職状況も含めて示していただきたい。

○**米内学事振興課総括課長** 県内私立高校の卒業生の昨年度、今年度の進学、就職の状況と、県内の就職状況についてでございますが、ことし 3 月の卒業生の進学の状況につきましては現在各学校において確認中ございまして、お示しするものがまだ学校から届いていないところでございます。

したがいまして、昨年度の進学状況でお答えさせていただきたいと思います。私立高校 13 校の卒業者数は 1,978 人でございます。そのうち進学者は予備校への進学も含めまして 1,492 人、進学率は 75.4%となっております。

次に、就職の状況でございますが、昨年度の卒業生 1,978 人のうち 408 人が就職しております。このうち県内の就職者数は 322 人、県外の就職者数は 86 人。就職者数に占める県内就職率の割合は 78.9%でございます。

また、今年度の就職の状況でございますが、令和 5 年 2 月末時点の速報値でございますが、就職を希望する 471 人中 456 人が内定を受けておりまして、うち県内の内定者数は 378 人、県外の内定者数が 78 人となっております、就職者数に占める県内の内定者数の割合

は 82.9%となっております。

なお、昨年同時期の令和 4 年 2 月末時点では、就職を希望する 420 人中 399 人が内定を受けておまして、うち県内内定者数 329 人、県外内定者数が 70 人でした。県内の内定割合は昨年同時期で 82.6%でしたので、今年度の県内就職率は前年同期比で 0.31 ポイント下がっている状況でございます。

○齊藤信委員 わかりました。

次に、私立学校耐震化支援事業費補助が約 1,250 万円となっております。約 3,440 万円の減額なのです。私立学校の耐震化の状況がどうなっているのか。これは進んだために減額になっているのか、耐震化が必要なのだけれども、耐震化に踏み込めないのかを示してください。

○米内学事振興課総括課長 私立学校耐震化支援事業費補助の対前年比減額の理由と耐震化の状況でございます。

まず初めに、私立学校耐震化支援事業費補助につきましては、令和 5 年度当初予算案におきまして 1,247 万 6,000 円を計上しておまして、令和 4 年度当初予算案の 4,690 万 1,000 円と比較して 3,442 万 5,000 円の減額となっております。その理由といたしましては私立学校耐震改修促進事業費で 1,549 万 2,000 円の減額となっております。これにつきましては、令和 4 年度は耐震改修工事を行う学校が 1 校ございましたが、令和 5 年度は改修を行う学校がないということで減額をしております。

続きまして、私立学校耐震改築事業費補助でございますが、1,893 万 3,000 円の減額となっております。これは、令和 4 年度から継続して耐震改築工事を行っている学校が 1 校ございますが、この工事の進捗に伴いまして、令和 4 年度よりは令和 5 年度のほうが事業量が減ってくるということで減額となっております。

次に、県内の私立学校の耐震化の状況でございますが、毎年度文部科学省で私立学校施設の耐震改修状況等調査という全国調査を実施しており、最新で令和 4 年 4 月 1 日現在の数値が公表されております。調査対象は、私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高校、特別支援学校で 2 階建て以上、または延べ床面積 200 平米以上の校舎、園舎、屋内運動場、寄宿舎等で非木造のものとなっております。県内私立学校全体では、対象になる建物が 172 棟ございます。このうち新しい耐震基準で建築されている棟数は 129 棟ございます。

また、旧耐震基準で建築されている棟数は 43 棟ございますが、そのうち耐震診断を実施して耐震性があるとされた棟数が 29 棟ございまして、129 棟と 29 棟合わせまして 158 棟が耐震性があるとされております。全体 172 棟のうち 158 棟が耐震性ありでございます。

この統計で令和 4 年 4 月 1 日現在における本県の私立学校の耐震化率は 91.9%となります。そうしますと、14 棟が残るわけですが、そのうちふるさと振興部所管の私立学校の耐震化されていない校舎は 9 棟になります。幼稚園が 1 園、1 棟ございます。私立高等学校が 5 校、8 棟でございます。ほか 5 棟につきましては保健福祉部所管の幼保連携型認定こ

ども園となっております。

少しずつではありますが、毎年度1棟、2棟ぐらいつ耐震化の改修なり改築は進んでおりまして、耐震化率は徐々に上がっている状況でございます。

○**斉藤信委員** 以前盛岡誠桜高校が耐震改築に係る県の補助を上げてくれというデモンストレーションもありましたけれども、その後盛岡誠桜高校の耐震改築の動きはどうか。

○**米内学事振興課総括課長** その後毎年度お話は伺っておりまして、令和6年度から令和7年度にかけて耐震化するかどうかを、今検討されているとのこと。体育館などが主なのですけれども、改築がいいのか改修がいいのかや、どういう工法で経費はどれぐらい、どちらが効率的かなど、いろいろ検討されていて、令和5年度に検討して、令和6年度、令和7年度に着手できるような形で進めたいというところまではお聞きしております。

○**斉藤信委員** 次に、県内大学生等定着推進事業費について、これまでの取り組みの実績、来年度の取り組みを示してください。

○**米内学事振興課総括課長** 県内大学生等定着推進事業費でございます。これまでの取り組み実績と来年度の取り組みでございます。

令和4年度からの事業でありますので、今年度の取り組みでございますが、県内企業の人材育成ニーズや県内就職に対する課題の把握などを行うために本年度の7月29日から8月31日まで約1カ月間かけまして、県内企業2,078社に対してアンケート調査を実施いたしました。

それとあわせて、高等教育人材の県内定着促進に関する企業ヒアリングを11月から1月まで50社実施したところでございます。これらの結果におきまして、県内の高等教育機関とのつながりや接点が少ないという意見が企業側から出されております。

そうしたことから、産学官連携組織でありますいわて高等教育地域連携プラットフォームにおきまして、課題への対応等について現在検討を行っているところでございます。

また、来年度の取り組みであります。来年度は学生、大学等への県内就職ニーズの把握を行うために学生、大学側へのアンケートの実施、ヒアリング等を予定しているところでございます。

加えまして、令和4年度に実施しました企業向けアンケートに基づき、県内教育機関と連携した取り組みを希望する企業に対しまして、大学、企業訪問や意見交換の場の設定を行いながら、具体的な課題解決を図っていきたいと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 今年度の大学卒業予定者の県内就職率は41%ぐらいでしたか。残念ながら去年よりも若干後退した。経済がよくなるとこういう傾向が出るのだけれども、今2,078社の企業アンケート、50社の企業からのヒアリングを行ったということでした。これだけの調査をやっていますので、その調査結果の内容、特徴、ヒアリングの特徴をもう少し詳しく、もっと正確にお示しいただきたい。

○**米内学事振興課総括課長** 現在取りまとめ中でございますが、いわて高等教育地域連携プラットフォームに参画している機関からいろいろ御意見をいただいた上で、アンケート

調査の項目をつくっております。やはり県内定着率が低いのが課題だということで、実際に県内企業がどうしているか聞いておりました、特徴としましては新卒者の採用、定着に向けた課題について企業側で何を一番感じているかということで、先ほど申し上げました県内の大学と高等教育機関とのつながりや接点が少ないというのが非常に多く、大体 175 社ぐらいから回答があり、一番御回答が多い項目でございました。

それから、学生の就職に関わる情報量が乏しいというお話がございまして、今年度は企業側を調査したわけですが、来年度につきましては大学側からのアプローチも考えていまして、その接点を見いだしていかなければいけないと考えております。

あとは、県内学生の情報発信強化の取り組みが難しいということで、なかなか企業として学生へアピールするような取り組みが乏しく、対応できていないというお考えが三つ目に多い状況でございます。

○斉藤信委員 最後に学生の県内就職ニーズの把握ということで、大学等へのアンケート調査は来年度もやるということですが、今年度の調査結果はどうなっているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 今年度につきましては、企業 2,078 社にアンケート調査をしまして、50 社にヒアリング調査をいたしました。

来年度は大学側からのアプローチということで、アンケートにつきましては先ほど申し上げたような課題が企業側から出ているということで、来年度の学生、大学へのアンケート調査の項目等につきましては、これから大学側と企業が参画しているプラットフォームのワーキンググループがございまして、そこで項目を設定して、年度明けまして調査をしたいと考えております。

○斉藤信委員 学生の県内就職ニーズの把握は来年度やるので、ことはやっていないということですか。わかりました。

いずれ大学生の県内就職率を高めることは、いわて県民計画（2019～2028）第 2 期アクションプランの目標もありますので、かなり思い切った取り組みをやらないと、この目標に達することはできないと私は思うし、今企業の調査を見ても、つながり、接点が少ないということです。学生側からしてみれば、県内の企業がわからないということなのだと思います。

そこをどう思い切って打開して、県内で頑張っている魅力のある企業がどれだけあるのかわかってもらう。そういう点の取り組みをぜひ強化をしていただきたい。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調

査項目については、「県立高校における探究的な学びの取組等について」といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしましたので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和5年度文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。